

海外の裁判手続における
電子化事例調査報告資料

【事例番号 5】
イギリス・高等法院

アビームコンサルティング株式会社

目 次

第 1 本資料の目的及び調査の概要	1
1 本資料の目的	1
2 調査の概要	1
(1) 調査対象海外事例の概要	1
(2) 手続利用者の概要	4
(3) 手続利用に必要な条件・環境	5
第 2 民事訴訟手続 I T 化に向けた本事例からの示唆	6
1 e 提出に関する示唆	6
2 e 事件管理に関する示唆	6
3 e 法廷に関する示唆	7
4 I T 部分における本人サポート	7
5 オンライン利用促進の取組	7
6 I T 化への隘路	7
7 その他の示唆	8
第 3 調査結果詳細	9
1 訴えの提起	9
(1) 訴状の提出	9
(2) 手数料の納付	10
2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定	11
(1) 訴状の内容確認	11
(2) 訴状の補正指示	11
(3) 第一回口頭弁論期日の指定	11
(4) 被告への訴状及び期日呼出し状の送達	11
3 第 1 回口頭弁論期日	12
(1) 原告及び被告の出頭	12
(2) 訴状、答弁書に基づく主張	12
(3) 証拠書類の準備・取り調べ	12
4 証拠調べ（人証）	12
5 期日調書	12
(1) 書記官による調書の記録	12
6 判決	13
(1) 判決書の作成	13
(2) 判決の言渡し	13
(3) 判決書正本の送達	13
7 情報公開	13

(1) 期日情報（スケジュール）の公開.....	13
(2) 期日情報（実施内容）の公開.....	13
(3) 判決の公開.....	14
(4) 記録の閲覧・謄写.....	14
8 記録の管理.....	14
(1) 記録の管理.....	14
9 証明手続.....	15
(1) 証明手続の方法.....	15
10 当事者からの照会対応.....	15
(1) 当事者からの照会対応.....	15
11 他の行政機関のシステムとの連携.....	16
(1) 他の行政機関のシステムとの連携.....	16
12 デジタル弱者への対応.....	16
(1) デジタル弱者への対応.....	16
(2) 利用者への対応.....	16
13 全国展開の段取り.....	16
(1) 全国展開の段取り.....	16
14 ユーザ属性（本人もしくは代理人）.....	17
(1) ユーザ属性（本人もしくは代理人）.....	17

第1 本資料の目的及び調査の概要

1 本資料の目的

本資料は、民事訴訟手続のIT化の検討に際して、幅広いIT化の可能性を検討するため、民事訴訟手続のIT化において活用可能と考えられる海外における裁判所への訴訟手続に関する電子化事例を収集・整理するものである。

2 調査の概要

(1) 調査対象海外事例の概要

本事例では、イギリスにおける裁判手続を調査対象としている。

イギリスにおいては、その歴史的成立過程等から、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドの3地域において、それぞれ固有の司法制度が存在している。そこで、本事例においては、イングランド及びウェールズにおける裁判手続を中心に記載する。（イングランド及びウェールズの意味で「イギリス」を用いる。）¹

イギリスでは、大きく分けて、日本の最高裁判所にあたる連合王国最高裁判所（The Supreme Court）²（以下、最高裁判所）をはじめ、控訴院（Court of Appeal）、高等法院（High Court of Justice）³、刑事法院（Crown Court）、県裁判所（County Court）、治安判事裁判所（Magistrates' Court）の6種類がある。他には、検屍官裁判所、軍事裁判所、公正取引裁判所、教会裁判所等の特別裁判所が存在する。

基本的に、民事事件の場合、第一審は県裁判所、あるいは、高等法院となるケースが多く、第二審が控訴院となる。高等法院から最高裁判所への上訴もあるが、認められるのは稀なケースである。日本と同様に三審制を取り入れており、判決の確定までに上訴を許される裁判所が2階層あり、最大で計3回まで審理を受けることが可能である。

なお、最高裁判所では、法律問題のみを扱い、⁴イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランド全ての民事事件を審理する。

¹ 諸外国の司法制度概要 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-1.pdf>

² 2009年（平成21年）に、House of Lords（貴族院）に代わり、設立された。

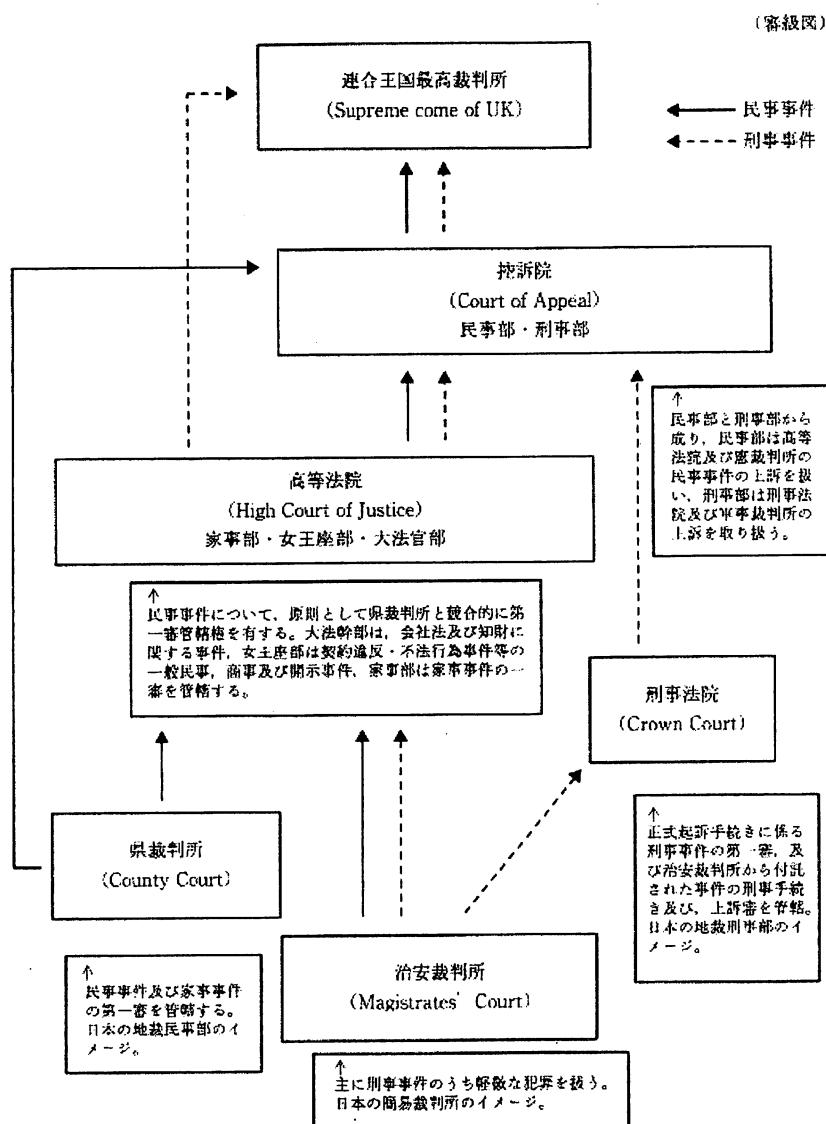
元々イギリス国会の乗員議会の一部機関であったことから、立法府が司法権を行使するよう見えたが、近代国家の統治の基本概念である三権分立の概念と整合しないような外形となっていたことから、権力分立を明確にするため、The Constitutional Reform Act 2005により、設立された。

<http://www.higashimachi.jp/column/column13.html>

³ 高等法院は、大法官部（Chancery Division）、女王座部（Queen's Bench Division）及び家事部（Family Division）で構成される。大法官部は、会社法及び知的財産権法に関する事件等の第一審を、女王座部は、契約違反事件、不法行為事件等の一般民事事件、商事及び海事事件の第一審を、家事部では、家事事件の第一審を管轄する。
<http://klibredb.lib.kanagawa-u.ac.jp/dspace/bitstream/10487/10750/1/LawJ4-06.pdf>

⁴ 下級審の事実認定は変更せず、その事実をもとに法律をどう適用すべきかを判断する、日本と同じ形式。

図表N○1 イギリスにおける審級図



出所：英國司法制度の現状

(<http://klibredb.lib.kanagawa-u.ac.jp/dspace/bitstream/10487/10750/1/LawJ4-06.pdf>)

イギリスの民事裁判は、①提訴（claim）、②争点整理（statement of case）、③証拠開示（disclosure）、④トライアルの申込み（setting down for trial）、⑤トライアル、⑥判決の順で、第一審訴訟の手続が進む。⁵

ただし、当事者の準備を容易にする制度としてプリーディング（主張交換手続）⁶、デ

⁵ イギリス民事裁判と和解 http://www.courts.go.jp/vcms_lf/kaigaisihosketch-78.pdf

6 論点を明確にするために事実審理であるトライアルの前に当事者同士の主張を出すこと。

イスカバリー（開示手続）⁷等があり、当事者は必要に応じてマスター（補助裁判官）の判断を求める。民事第一審訴訟事件の新受事件は多いが、その多くがトライアルまで行くことなく、和解等により終局している。⁸ なお、イギリスにおける民事事件新受件数自体は、日本の民事事件新受件数とほぼ同等である⁹。

図表N o 2 イギリス-民事事件新受件数

民事事件一新受件数（件）		
年度	イギリス	日本
2015	1, 562, 065	1, 432, 332
2016	1, 802, 286	1, 470, 647
2017	2, 048, 182	1, 529, 383

出所：「Civil justice statistics quarterly: October to December 2017 tables」
「司法統計 民事・行政 平成29年度 年報」（日本 裁判所HPより）

本資料では、イギリスにおいて、裁判手続の電子化がされている事例である、HM Courts & Tribunals Service¹⁰が運営する、ウェブシステム「CE-F file」を取り上げる。

ウェブシステム「CE-F file」は、Rolls Building¹¹内のすべての裁判所での導入に先駆け、パイロット版として、2015年（平成27年）6月に技術建設裁判所（Technology and Construction）で最初に開始された。このシステムにより、Rolls Buildingにて、訴状を提出する事件に対し、文書を電子的に提出し、事件を検索し、事務所のコピーを注文するよう登録することができるようになった。緊急メンテナンス以外であれば、24時間365日、週7日いつでもシステムを利用することが可能である。

現在は、Rolls Building内の商業裁判所（Commercial），技術建設裁判所（Technology and Construction），商業および海軍裁判所（Mercantile and Admiralty courts）でのみ適用されており、2017年（平成29年）4月より、これらの裁判所でのウェブシステム「CE-F file」を使用した電子手続が必須となった。

また、本人訴訟以外（代理人）はウェブシステム「CE-F file」を利用した電子訴訟が義務化された。

⁷ 合衆国の広範なディスカバリーとは異なり、通常はプリーディングにおいて現れた争点に関連する文書について相手方に閲覧の機会を与える手続に限られる。

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-1.pdf>

⁸ 諸外国における民事訴訟の審理期間の実情等の概観 高等法院女王座部を例にする。

http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/80909003.pdf

⁹ <https://data.gov.uk/dataset/163c7366-0988-44f8-9803-6d3124311716/civil-justice-statistics>

¹⁰ 法務省の行政機関

¹¹ 商業、技術、建設、商業および海軍裁判所が含まれる。Business and Property Courtsと呼ばれる。

<https://www.ashfords.co.uk/news-and-events/general/the-business-and-property-courts-of-england-wales>

このように近年電子化が進んだ背景には、政府全体として、これまでのプロジェクトの無駄や失敗の削減、政府共通のICTインフラの構築といった方針を掲げた2011年（平成23年）11月にイギリスで起った政府ICT戦略がある。¹²

イギリス内閣府は、2011年（平成23年）3月、政府の新ICT戦略を発表し、同年10月には具体的なアクションプランとして、「政府新ICT戦略の戦略的導入計画」を公表¹³し、4年間でICT支出を約14億ポンド（約1,700億円）削減するとともに、よりよい公共サービスをデジタルで提供する等の目標を示した。

新ICT戦略では特にエンドユーザー・デバイス、クラウドコンピューティング、ICT能力や政府のグリーンICT戦略の分野に力点が置いており、これを受け2012年（平成24年）にはGOV.UKを立ち上げて10省庁1,700サイトの41,000ページを単一のウェブサイトに統合したり¹⁴、翌年には政府CIOを廃止する代わりに内閣府にGovernment Digital Service（GDS）を創設して全省庁が提供するオンラインサービスを管轄したりと、デジタルサービス改革を推進していた。

このような政府全体の動きの中で、法務省の行政機関として、HM Courts & Tribunals Serviceが構成され、コストをかけず迅速に紛争解決していくことを掲げ、民事裁判所全体での改革が行われている。2020年（平成32年）までに民事訴訟の全プロセスの自動化を検討している。¹⁵

イギリスでは、変革における今後の節減効果を想定し、計画的に投資をしている段階である。HM Courts & Tribunals Serviceに対し、2022年3月までを見越し、裁判制度に関わる変更に対し、計画されている総コストは、12億ポンドである。

また、2016年9月時点で、政府は、裁判所や審理自体を近代化するために7億ポンド以上を投資している。イギリスの事例は、政府のデジタル化大方針を掲げ、早いペースで着実に電子化を進めている例といえよう。

（2）手続利用者の概要

ユーザ登録時、利用者は3パターンから選択する。（①Barriers Chambers（法廷弁護士事務室）②Solicitors Firm（事務弁護士事務所）③Other（どちらでもない））¹⁶

ただし、選択したパターンによる使用可能な機能の範囲は変わらない。

¹² 総務省 HP <http://www.soumu.go.jp/johotsusintoeki/whitepaper/ja/h24/html/nc112520.html>

¹³ <http://www.cabinetoffice.gov.uk/news/ICT-strategy-strategic-implementation-plan-deliver-savings-over-billion-pounds>

¹⁴ <http://www.bookslope.jp/blog/2013/07/guvdotuk.html>

¹⁵

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/553261/joint-vision-statement.pdf

¹⁶ CE-File ログイン画面 <https://efile.cefiler-app.com/register/new>

(3) 手続利用に必要な条件・環境

ウェブシステム「C E – F i l e」の利用に際して、利用者は以下の環境を用意する必要がある。

ア パソコン等の機器

ウェブシステム「C E – F i l e」に対応したOSを搭載したパソコンが必要。

また、必要に応じて、ワープロソフト（M i c r o s o f t W o r d）やP D F ファイル化を行うためのスキャナ等を用意する。

イ インターネット環境

ウェブブラウザ（I n t e r n e t E x p l o r e r等）を使用できる環境から、ウェブシステム「C E – F i l e」を使用する。

ウェブシステム「C E – F i l e」はインターネット回線の種類に関係なく利用できるが、インターネット常時接続での利用を前提としている。

ウ 電子証明書

ウェブシステム「C E – F i l e」においては、ユーザ登録が必要であるが、本人確認のための書類は必要ない。

エ 添付ファイル

最大容量は5 0 M B であり、文書が大きすぎる場合は、章毎に区切る等小さく分割して送信し、コメントボックスにメモを記入しておく必要がある。

第2 民事訴訟手続IT化に向けた本事例からの示唆

1 e 提出に関する示唆

(1) 書面提出情報の電子情報への集約

イギリスでは、システム導入における電子での訴状受付を開始したことに伴い、本人訴訟以外において電子化を義務化している。これは、2016年時点にて、郡裁判所および高等裁判所で発行された160万件の請求のうち、80%以上が、毎年裁判が行われておらず、審理期間の短縮やユーザ目線でシンプルな手続としたいといった背景から始まっている。

当該事例からは、裁判所の手間に加え、ユーザが何を望むかを整理した結果が表れたと考えられる。ユーザにとっても、審理期間が長くなることにつれ、裁判を追行することでかかる費用も高くなってしまうことは受け入れ難いものである。日本でもこの点は同様と考えており、電子提出による利点を整理し、手続を簡素化したい弁護士や裁判所職員、早く審理を進めたい当事者それぞれのユーザビリティを考え、使用する全てのユーザに効果ができるよう、制度設計やシステム内容を検討すべきと考える。

(2) 手数料の納付

ウェブシステム「C E – F i l e」自体を使用することに手数料はかかるない。訴訟費用は、クレジットカードや裁判所共通の支払アカウントによる決済が可能であり、電子的納付が可能である。カード登録は、訴状手続の一連の流れに組み込まれており、費用の支払が完了しない限り、訴状登録も行われない仕組みとなっている

当該事例から、日本においても、決済方法は電子納付とすべきと考える。また、タイミングについても、支払のためだけに再ログインをする、別サイトへ移動し登録する等せず、手続の一連の流れに組み込むことで、申請者が一度に手続を済ませられることは、利便性の向上に寄与すると考える。

2 e 事件管理に関する示唆

(1) 事件情報の管理と公開

現状、ウェブシステム「C E – F i l e」では、当事者及び代理人以外が事件情報をすることはできないが、イギリス司法総合ポータルサイトである「j u s t i c e . g o v . u k」において、誰でも事件概要、判決を閲覧できる。また、最高裁判所ウェブサイトにおいては、記録した裁判動画を配信している。ただし、ウェブシステム「C E – F i l e」からポータルサイト等に移動することはできない。

当該事例では、裁判所毎に各ウェブサイトへの情報アップロードを行っているが、日本においては、公開サイトは異なったとしても、データベースやファイル共有領域は共通のプラットフォームを用い、一元的に事件概要や判決を管理できるようにすることも考えられる。そうすることで、複数の公開サイトのうち、一部で障害等が発生した際、他のサイトから情報を確認することができ、ユーザにとっての利便性が高まると考え

る。

また、誰でも閲覧できるポータルサイトに掲載した際は、電子訴訟を行うウェブシステム側との連係ができるよう、リンクを付けることも検討できる。

3 e 法廷に関する示唆

(1) 期日前手続における電話会議

イギリスでは、裁判所からの命令がない限り、電話で行われる¹⁷。準備書面は判事のパソコンに電子メールで直接提出され、双方の弁護士は一度も出頭しないまま、電話にて判事の個室内で和解成立までの全プロセスが完結することがある。

当該事例から、e 法廷の導入により、当事者・代理人等が一度も法廷に出頭することなく、全プロセスが完結することも目指していくべきと考える。

4 IT部分における本人サポート

(1) デジタル弱者対応

電子化において、有益な情報は見つかっていない。

(2) 窓口

裁判手続については、各裁判所において、サポートセンターを設置している。

また、IT面におけるサポートは、R o l l s B u i l d i n g において、平日午前9時～午後5時において、メールと電話にて対応窓口を開いている。緊急の場合は、電話で受付を行っている。

当該事例では、利用が多いであろう平日のみの受付としているが、常時ウェブシステムは開いているため、開局時間にあわせ、可能な限り多くの時間でサポートできる仕組みを作ることも考えられる。ホームページにAI機能を付け、オンラインでのサポートセンターを構築するなど、ユーザのFAQに素早く対応できる仕組みを作ることも、電子利用率の向上に必要になると推察する。

5 オンライン利用促進の取組

電子化において、有益な情報は見つかっていない。

6 IT化への隘路

ウェブシステム適用より日が浅いことより、電子化において、有益な情報は見つかっていない。

¹⁷ <https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/standard-directions/general/case-management>

7 その他の示唆

(1) 利用時間について¹⁸

ウェブシステム「CE-File」は、メンテナンスが行われる際のみ、ログイン画面にアナウンスが流れているが、定期メンテナンスはなく、基本的には24時間365日使用できる。なお、サポートセンターは平日のみ対応している。

当該事例より、事前にアナウンスがあれば、ユーザにて利用制限ができることから、必ずしも24時間365日にこだわる必要はないものと思料する。また、サポートセンターの利用時間は、利用者状況に応じ、適宜調整すべき内容と考える。

(2) 補正手続について

裁判所スタッフが申請書を確認し、内容に不備がある場合、訴状は却下される。

ただし、修正した訴状は、システムを介して、裁判所に再提出することが可能である。内容によって、補正方法が変わることはない。なお、既にある事件に対し、資料を追加する際もウェブシステム「CE-File」から追加登録が可能である。

当該事例から、却下された訴状について、ウェブシステム「CE-File」を通じて再申請や資料追加ができる点は、ユーザにとってシンプルな手続となり、日本でも採用したい利便性の高い機能であると考える。電子提出自体、ユーザにとっては慣れない作業であることに加え、再提出であっても対面での作業ではないため、申請者にとっては、不安感が募る可能性がある。ユーザにおいて、一度、手続に手間がかかってしまうと、次回以降に電子化を意欲的に選択しづらくなるのではないかと懸念する。

統一されていれば、ユーザも安心して使用できるため、電子化利用率の向上に効果的であると推察する。

(3) システムの全国展開について

実際に検討過程であり、全国への展開実績がまだないため、電子化において、有益な情報は見つかっていない。

¹⁸ CE-ファイルシステム情報とサポートのアドバイス <https://www.gov.uk/guidance/ce-file-system-information-and-support-advice>

第3 調査結果詳細

1 訴えの提起

e 提出は、民事訴訟手続において、裁判所への訴状、答弁書、準備書面、証拠書類等の書面提出を電子的に行うことをいう。ここでは、最初のプロセスである、訴状提出に関連する事項について、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 訴状の提出¹⁹

ウェブシステム「C E – F i l e」を利用してすることで、24時間365日、いつでも文書を電子的に提出し、事件を検索し、事務所のコピーを注文するよう登録することができる。2017年（平成29年）4月より、R o l l s B u i l d i n gにて、訴状を提出する事件に対し²⁰、電子提出が必須となった。

なお、本人訴訟であれば、可能な限り電子申告を使用するよう奨励されているが、今までどおり、文書をハードコピーで提出できる。

以外の事件であれば、電子化が義務化された。緊急メンテナンス以外であれば、24時間365日、週7日いつでもシステムを利用することが可能である。

ウェブシステム「C E – F i l e」は、アカウント登録をすることで、ログインし使用することが出来る。

新規事件を登録する場合、以下の手順で手続を行う。

- ① 該当する裁判所を選択し、新しい事件の詳細を入力
- ② 入力フォームに従い、事件概要を登録
- ③ 債務金額情報を登録、
- ④ 所属情報（裁判所等）を登録、
- ⑤ コメントを添え、訴状をM i c r o s o f t W o r d またはP D F 形式でアップロード

登録時、機密情報が含まれる場合は、[機密情報の要求（R e q u e s t C o n f i d e n t i a l ）]ボックスをクリックし、機密したい理由を記載することで、機密情報としての申請を行うことが出来る。申請が緊急である場合も同じく、出願当事者は、事件が緊急に処理されなければならない理由をコメント欄に記載する。

なお、アップロードを行い、手数料の支払を終えると、e – F i l i n g 登録証明が発行される。システムに正常に登録されたとみなされ、登録番号が作成され、ウェブシステム「C E – F i l e」および電子メールで通知される。この動きにより、原告は書類が問題なく、電子提出できたかどうかを確認することができる。

¹⁹ Guide for E-File users

²⁰ 現在は、Rolls Building 内の商業裁判所（Commercial），技術建設裁判所（Technology and Construction），商業および海軍裁判所（Mercantile and Admiralty courts）でのみ適用されている。

(2) 手数料の納付

システム利用に関する手数料はかかるない。

裁判手数料は、ウェブシステム「CE-File」を介し、クレジットカード、あるいは、支払アカウント²¹にて、必要な料金を支払うことができる。

クレジットカード支払を選択する場合、事件登録の際、訴状をアップロードした後に、カード情報を登録するのみである。e-Filing登録完了メールとともに、手数料納付が完了したことがウェブシステム「CE-File」および電子メールで通知される。

なお、支払アカウントを選択する場合は、アカウント番号を登録するのみでよい。

支払アカウントは、年間12件以上の裁判を行うユーザを対象としているが、このアカウントを利用することで3つの利点（①取引ごとに小切手を使用するのではなく、まとめて口座振替で裁判所に手数料を支払うことができる、②アカウントから設定すれば、毎週または毎月の設定された限度額までの手数料を支払うことができる、③払い戻しを直接アカウントに戻すことができる。）が挙げられる。

また、当事者が貯蓄や所得が低かったり、特定の給付を受けていたりする場合、通常、貯蓄と投資が3,000ポンド未満であれば、裁判費用の補助を受けることができる。²²

なお、ホームページにて、裁判費用や仲裁手数料に関して、最大控除額を計算できる「手数料猶予寄付計算機」ツールをダウンロードすることができる。

²¹無料で作成することができるアカウント。弁護士、地方自治体および他の正規ユーザが民事事件や家族事件に関する支払いを行える。ただし、マネークレームオンライン（MCOL）手数料を支払うために使用することはできない。

CE-File 請求 <https://www.gov.uk/government/publications/form-fee-account-application-form-fee-account-customer-application-form>

²² <https://www.gov.uk/get-help-with-court-fees>

2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定

e 事件管理は、民事訴訟手続において、事件管理（経過・期日の管理）、提出書面・証拠の一覧内容管理、判決・決定内容の管理等の事件に関わる情報の管理を電子的に行うことを行う。ここでは、民事訴訟に関わる事件管理に関する事項について、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 訴状の内容確認²³

ウェブシステム「CE-Filing」にて訴状の内容を確認する。

なお、書類が機密扱いの場合は、裁判所は、書類に対する秘密を求める要求を審査し、承認された場合は、文書や事件は赤色で強調表示される。これにより、文書や事件が機密であることが確認できる。

また、E-Filing にて登録した訴状については、裁判所スタッフが申請書を受理し、承認した後に、事件番号が採番される。この際、ウェブシステム「CE-Filing」および電子メールにて通知される。

裁判所で受理されれば、ウェブシステム「CE-Filing」より、事件の進捗状況を確認でき、文書検索や閲覧が可能となる。

(2) 訴状の補正指示

裁判所スタッフが申請書を確認し、登録された内容が間違っている、スキャンミスがあった、誤った料金が支払われた、適切なサポートアプリケーションが送信されていない、といった場合は、訴状は却下される。

修正した訴状は、システムを介して裁判所に再提出することは可能であるが、却下されたファイルを、翌日に再提出する場合は、再提出した日付での消印となるため、裁判所へ連絡する必要がある。

(3) 第一回口頭弁論期日の指定

システムによる期日設定の電子化は行われていない。

(4) 被告への訴状及び期日呼出し状の送達

システムによる送達の電子化は行われていない。

²³ <https://www.gov.uk/guidance/ce-file-system-information-and-support-advice>

3 第1回口頭弁論期日

e 法廷は、民事訴訟手続における口頭弁論等の法廷においてITを活用することをいう。ここでは、民事訴訟に関わる法廷に関する事項について、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 原告及び被告の出頭

イギリスの民事訴訟のうち、弁論に至るのはわずか3～4%といわれており、ほとんどの事件は準備手続の過程で和解（当事者の合意）等によって裁判を終了する。ウェブ会議やテレビ会議といった、電子化は行われていない。

(2) 訴状、答弁書に基づく主張

イギリスの民事訴訟のうち、弁論に至るのはわずか3～4%といわれており、ほとんどの事件は準備手続の過程で和解（当事者の合意）等によって裁判を終了する。ウェブ会議やテレビ会議といった、電子化は行われていない。

(3) 証拠書類の準備・取り調べ

準備手続において、争点整理や証拠書類の準備・取り調べが行われる。
イギリスでは、裁判所からの命令がない限り、電話で行われる²⁴。準備書面は判事のパソコンに電子メールで直接提出され、双方の弁護士が現実には一度も出頭しないまま、電話にて判事の個室内で和解成立までの全プロセスが完結することもある。

4 証拠調べ（人証）

電子化を進めるにあたり、訴訟当事者や証人が法廷で尋問（主尋問・反対尋問）を受ける口頭弁論期日において、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかについては、有益な情報は得られていない。

5 期日調書

口頭弁論等において、訴訟手続などの内容や経過を公証するために、裁判所その他の機関が作成する期日調書において、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 書記官による調書の記録

Rolls Buildingにおける裁判所の法廷での調書は電子化されていない。
ただし、最高裁判所においては、審理の全過程を録画している。

²⁴ <https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/standard-directions/general/case-management>

6 判決

判決において、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 判決書の作成

R o l l s B u i l d i n g における裁判所の法廷での判決書は電子化されていない。なお、最高裁判所においては、内容要約とともに判決を電子ファイルとして作成する。

(2) 判決の言渡し

電子化は行われていない。

(3) 判決書正本の送達

電子化は行われていない。

7 情報公開

情報公開において、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 期日情報（スケジュール）の公開

司法関連情報を記載するホームページに、R o l l s B u i l d i n g における裁判所において、法廷毎の利用スケジュールが当日分のみ掲載されている²⁵。なお、最高裁判所においては、最高裁判所ホームページに、事件 ID、事件名等とともに、約 2～3 週間分の審理予定が掲載されており、誰でも自由に確認することが出来る。²⁶

(2) 期日情報（実施内容）の公開

司法関連情報を記載するホームページに、R o l l s B u i l d i n g における裁判所の法廷において、どの法廷でどの事件で手続を行っているかを、事件 ID、事件名にて掲載しており、自由に確認することができる。²⁷なお、最高裁判所においては、ホームページに、事件 ID、事件名、事件概要が掲載されており、誰でも自由に確認することが出来る。²⁸

また、最高裁判所においては、案内用カウンターにて、見たい事件を伝えると、事件概要や担当裁判官、代理人の情報が記載された資料を受け取ることができる。²⁹

²⁵ <https://www.justice.gov.uk/courts/court-lists>

²⁶ <https://www.supremecourt.uk/current-cases/index.html>

²⁷ <https://www.justice.gov.uk/courts/court-lists>

²⁸ <https://www.supremecourt.uk/current-cases/index.html>

²⁹ http://www.courts.go.jp/vcms_lf/kaigaihoshosketch-78.pdf

(3) 判決の公開

R o l l s B u i l d i n g における裁判所の法廷での判決は公開されていない。

なお、最高裁判所においては、ホームページに、内容要約とともに判決の詳細が PDF ファイルとして掲載されており、誰でも自由に確認することが出来る。³⁰

(4) 記録の閲覧・謄写

なお、最高裁判所においては、ホームページから、裁判毎の録画記録を誰でも自由に閲覧することが出来る。³¹

8 記録の管理

記録を管理するにあたり、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 記録の管理

電子記録と紙媒体記録は併存する。使用者登録をしていないユーザ又はウェブシステム「C E – F i l e」による提出に同意しないユーザからの提出については、記録管理を複雑化しないよう、裁判所職員が裁判所に設置されている端末を使用して、紙媒体の書類の電子化し、ウェブシステムに登録している。

なお、最高裁判所においては、期日の状況を録画している³²。

³⁰ <https://www.supremecourt.uk/decided-cases/index.html>

³¹ <https://www.supremecourt.uk/current-cases/index.html>

³² <https://www.supremecourt.uk/current-cases/index.html>

9 証明手続

証明手続において、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 証明手続の方法

ウェブシステム「C E – F i l e」においては、なお、アップロードを行い、手数料の支払を終えると、E-Filing 登録証明が発行される。

図表N o 3 電子登録証明書

Filings Submitted:		Matter/Ref. Number	Filing Type(s)	Documents	Fees
Court	Case Number				
Technology and Construction Court	1234567	Filing - Claim Form (Part 7)	1	£ 2,500.00	
<u>Total</u>					£ 2,500.00

▲

出所 : Guide_for_E-filing_users.pdf

また、ウェブシステム「C E – F i l e」に登録しておく訴状ファイルについては、いつ承認を行ったかを明確にするために、裁判所の捺印を押下したもの保管している。

10 当事者からの照会対応

当事者からの照会において、イギリスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 当事者からの照会対応³³

ウェブシステム「C E – F i l e」では、ユーザ毎にマイページが用意されており、自分が関連した事件の情報のみ確認することができる。なお、事件毎に法定代理人や裁判参加者情報を確認することができる。この際、システムを介して確認できる電子訴状には、裁判所の捺印がされている。

³³ Guide_for_E-filing_users.pdf

1.1 他の行政機関のシステムとの連携

イギリスの電子化事例では、他の行政機関のシステムと、どのように連携しているかを確認する。

(1) 他の行政機関のシステムとの連携

ウェブシステム「CE-File」は他の行政機関との連携はしていない。

1.2 デジタル弱者への対応

IT化を進めるにあたり、IT技術に不慣れな国民に対する裁判を受ける権利への配慮は必要不可欠である。

(1) デジタル弱者への対応

本人訴訟においては、電子化は義務付けられていないため、紙提出が可能である。

(2) 利用者への対応

裁判所毎にウェブシステム「CE-File」についての問合せ窓口を用意している。

³⁴

また、24時間365日システムを利用できることから、書面提出であれば受付は午後4時までである一方で、ウェブシステム「CE-File」を介することで、0時を回らなければ当日分としてみなされる利点がある。

1.3 全国展開の段取り

ウェブシステムの全国展開にあたり、どのような変遷があったのかを確認する。

(1) 全国展開の段取り

イギリスにおいてウェブシステム「CE-File」は一部の裁判所のみで利用されている。2011年（平成23年）3月から始まった政府によるICT戦略に伴い、2014年（平成26年）より、Rolls Building裁判所での裁判において、ウェブシステム「CE-File」を試験的に導入し、2017年（平成29年）4月より、本人訴訟以外はCE-Fileでの提出が必須。電子訴訟として開始していくくとも、文書をオンラインで提出することが義務付けられた。2020年（平成32年）までに民事訴訟の全プロセスの自動化を検討している。

³⁴ <https://www.gov.uk/guidance/ce-file-system-information-and-support-advice>

1.4 ユーザ属性（本人もしくは代理人）

IT化を実現するにあたり、ウェブシステムのユーザに属性があるか確認する。

(1) ユーザ属性（本人もしくは代理人）³⁵

ウェブシステム「CE-File」は、①Barristers Chambers (法廷弁護士事務室) ②Solicitors Firm (事務弁護士事務) ③Other (どちらでもない) の3種類の属性がある。ユーザ属性による操作制御は行っていない。

以上

³⁵ CE-File ログイン画面 <https://efile.cefle-app.com/register/new>